

「医師労働時間短縮計画」



作成を支援します！

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）				法改正で対応
地域医療等の確保 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
	A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務
	連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		医師の健康確保 面接指導 健康状態を医師がチェック 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）
	B（救急医療等）			
	C-1（臨床・専門研修）			
C-2（高度技能の修得研修）	1,860時間			

令和6年4月1日から医師に対する時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。

年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師（＝A水準超の時間外・休日労働を行う医師）が勤務する医療機関は、令和5年度末までの「医師労働時間短縮計画」の作成が努力義務となりました。また、連携B・B・C水準の指定を受けることを予定している医療機関は、指定申請に当たり、令和6年度以降の計画案の作成が必要となります。

とちぎ医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーが、計画作成をお手伝いします。お気軽にご相談ください。

※医師の働き方改革に関する制度等の詳細については、厚生労働省ホームページで「医師の働き方改革の推進に関する検討会」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05488.html）の資料等をご覧ください。

上記以外でも、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）、医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）、取組支援アドバイザー（勤務環境改善に取り組んだ経験のある医療従事者）が専門的な相談・支援を無料で行っておりますので、是非ご利用ください。

とちぎ医療勤務環境改善支援センター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4階（栃木県医師会内）

TEL 028-622-2655

FAX 028-624-5988

E-mail : iryokinmu@tochigi-med.or.jp

URL : <http://www.tochigi-med.or.jp/medical/working-environment/>

開設時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

相談無料



